

～餅による窒息、大掃除中のけが・誤飲、帰省時の子どものやけど～ 事故を防止し、年末年始を安全に過ごしましょう!

年末年始には、餅による窒息事故、大掃除中の転落事故、帰省先での子どものやけどなど、この時期に特有の事故が発生することがあります。年末年始に多発する事故を防止するために、消費者の皆様にご注意いただきたいポイントをまとめました。以下の点に注意して、年末年始を安全に過ごしましょう。

●餅による窒息事故を防ぎましょう!

- ◎食べやすい大きさにしたうえで、急いで飲み込まず、口の中でよく噛んで食べましょう。
- ◎高齢者や乳幼児が餅を食べる際は周りの方も食事の様子に注意を払い、見守りましょう。

●大掃除中の転落・誤飲等の事故を防ぎましょう!

- ◎脚立等は安定した場所に設置し、正しく使用するとともに、バランスの悪い場所等での掃除では無理をしないようにしましょう。
- ◎洗剤などの取扱説明、注意表示をよく確認し、正しく使用しましょう。
- ◎掃除中も子どもの手の届くところに誤飲すると危険なものを置かないようにしましょう。

●帰省先等のストーブ等による子どものやけど事故を防ぎましょう!

- ◎帰省先等で使用しているストーブ等の危険性をよく認識し、子どもが近づいたり、触ったりしないように注意しましょう。

●事故防止のために大掃除や帰省を機に家庭内を点検してみましょう!

- ◎リコール対象製品がないか確認してみましょう。◎経年劣化による不具合や電池切れなどがないか確認してみましょう。
- ◎転倒しやすい家具等がないか確認し、転倒防止対策を行いましょう。

【連絡先】 ◎困ったときは、まず、相談を!

- 消費者ホットライン (局番なし) 188 (函館市消費生活センターまたは国民生活センターへ繋がります)
- 北海道立消費生活センター 相談専用電話 050-7505-0999 (平日9:00~16:30)
- 長万部町産業振興課 ☎2-2455

一定面積以上の土地取引には届出が必要です!

土地の売買・賃借・交換・営業譲渡など、一定面積以上の土地取引に係る契約をした場合には、国土利用計画法の規定により、その土地が所在する市町村に届出が必要です。

【届出の対象となる面積 (長万部町の場合)】

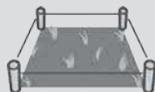
- ◎都市計画区域内は5,000㎡以上
- ◎都市計画区域外は10,000㎡以上

【届出者】

土地の権利取得者 (買主等)

【届出期限】

契約締結日から2週間以内 (契約締結日を含む)
※提出期限を過ぎた場合でも、届出書の提出にご協力をお願いします。



【提出書類】

各3部 (土地売買等届出書、土地売買等契約書の写し、土地及びその付近の状況を明らかにした5千分の1以上の図面、土地の形状を明らかにした図面、委任状 (代理人が届出する場合))

【罰則】

届出をしないと法律で罰せられることがあります。

※提出様式や制度の詳細はホームページをご覧ください。



【届出・お問い合わせ先】 新幹線推進課 (☎2-2450)



求人募集

(有料広告)

(有)かにめし本舗かなや

～私たちは一緒に働いてくださるスタッフを募集しています～

ご検討いただける方は、まずは下記まで連絡ください

◇連絡先 01377-2-2007(代) 担当: 松島